

仕 様 書

- 1 名 称 西部工業団地内公園維持管理業務委託
- 2 目 的 緑地内に繁茂している雑草等の除草を行い、適正に維持管理し、良好な景観の保持と安全で快適な利用に供することを目的とする。
- 3 実施箇所 秋田市新屋鳥木町地内（西部工業団地帯状公園ほか）
（別紙公園管理一覧表および施工時期一覧表による。）
- 4 実施期間 契約日の翌日から令和7年3月31日まで
- 5 業務内容
 - (1) 公園除草業務 公園除草工 一式
 - ア 別紙設計書、公園管理一覧表、施工時期一覧に基づき、適切に除草すること。
 - イ 除草の際、石や砂利等が飛散する場合がありますので、注意して作業を行うこと。
 - ウ 除草した草等は乾燥させてから、秋田市環境部総合環境センターに搬入し、処分すること。
 - エ 周囲の道路上や緑地内に散乱した草等は、きれいに清掃除去すること。
 - オ 立木の周りを除草する際は、幹等に傷をつけぬよう注意して作業すること。
 - (2) 公園管理業務 公園管理工 一式
 - ア 別紙設計書、公園管理一覧表、施工時期一覧に基づき、適切に冬囲い設置撤去工等を行うこと。
 - イ 冬囲い設置・撤去工に関しては、外側にはった枝をしおりあげ、わら縄で3箇所程度固定した2回巻とすること。また、取りはずしにあたっては、しおられた枝を広げるようにし、花芽などを傷つけないように注意しておこなうこと。
- 6 刈草の処分 秋田市環境部総合環境センター

7 業務完了報告 全ての業務が完了の後に、作業状況および完了の確認ができる写真を添付の上、業務完了報告書を提出すること。

8 その他

- (1) 利用者等の安全確保に努めること。
- (2) 業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受託者の責任において行うこと。(秋田市土木工事共通仕様書1-1-48を準用)
- (3) 作業中に危険箇所を発見した場合は、担当者に連絡するとともに、速やかに安全を確保し適切な処置をすること。
- (4) 作業の日程等は、事前に担当者と協議の上、その承認を受けること。
- (5) その他業務実施に当たり必要な事項は、担当者と協議すること。
- (6) 業務実施に当たって、公園状況を把握し、公園施設(芝やグラウンド等)に損傷を与えないこと。また、業務により施設に損傷を与えた場合は、受託者の責任により原形復旧すること。